

移住・定住促進

大垣で暮らそう

～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧くださいか、①は高齢福祉課（☎47-7424）、②～④は住宅課（☎47-8184）へ。

大垣への引っ越しがオトク

① 三世代で暮らそう！（転居費用を補助）

◀ 三世代同居促進事業 ▶

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

▷対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①高齢者（65歳以上）のみの世帯に、二世帯以上の子と孫（64歳以下）が市外から転入し、三世帯以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人

②三世代同居をする住宅を生活の本拠地とすること

▷補助金額…引っ越し費用の5分の4（上限8万円）

▷申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内



② 親元近くで暮らそう！（転居費用を補助）

◀ 子育て世代近居支援事業 ▶

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

▷対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人
- ②親世帯（年齢不問）が市内に1年以上継続して居住している人

▷補助金額…引っ越し費用の5分の3（上限6万円）

▷申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内



※①と②の転居費用補助の重複申請はできません

住宅取得の際のオトクな制度

③ 新居をかまえて子育てを！（住宅取得を支援）

◀ 子育て世代等住宅取得支援事業 ▶

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を補助します。

▷対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人。 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人



▷補助期間…3年間

▷補助金額…各年度の利子支払額（上限10万円）を年1回補助（最大30万円）

▷申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内

▷受付期間…12月28日まで

④ リフォームした中古住宅で子育てを！

◀ 子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業 ▶

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を補助します。

事前申請
必要

▷対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③リフォーム工事を市内業者（本店・支店）に依頼して行う人
- ④市税等を完納している人
- ⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事で同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については、建築指導課（☎47-8436）へ



▷補助金額…リフォーム費用の3分の1（上限30万円）を1回補助

▷申請（実施計画書提出）期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前

住まなくなった家、登録しませんでしたか？

空家バンクを開設しています

市は、空家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空家の売却・賃貸を希望する空家所有者と空家の購入・賃借を希望する空家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは、住宅課（☎47-8184）へ。

大垣暮らし 空家バンク [検索](#)

◆対象とする空家

▷対象地域／市内全域

▷対象空家／次の①～⑤すべてに該当する物件 ①所有者（相続）登記が完了していること ②抵当

- 権などが設定されていないこと ③建物と土地の所有者が同一であること ④一戸建てであり店舗・長屋・アパートでないこと ⑤不動産業者で取り扱っていないこと

◆空家バンク事業のイメージ図

